

令和6年第3回（8月招集）
袖ヶ浦市議会定例会議員発議案
参考資料

袖ヶ浦市議会

目 次

議案番号	付 議 事 件 名	頁 数
発 議 案 第 1 号	袖ヶ浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	3
発 議 案 第 2 号	袖ヶ浦市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	6

袖ヶ浦市議会委員会条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>(委員会の開会方法の特例)</u> <u>第15条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第20条第1項の（（秘密会））は、この限りでない。</u> <u>(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u> <u>(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u> <u>2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u> <u>3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u> <u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u> <u>(出席説明の要求)</u> 第21条 (略) <u>2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u>	(出席説明の要求) 第21条 (略)

(公聴会開催の手続)

第23条 (略)

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

(公述人の発言)

第26条 (略)

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 (略)

(公聴会開催の手続)

第23条 (略)

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 (略)

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第26条 (略)

2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 (略)

(代理人又は<u>文書等</u>による意見の陳述) 第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</u> (参考人) 第29条 (略) 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</u> 3 <u>参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。</u> 4 参考人については、第26条<u>((公述人の発言))</u>、第27条<u>((委員と公述人の質疑))</u>及び前条<u>((代理人又は文書等による意見の陳述))</u>の規定を準用する。 (記録) 第30条 (略) 2 <u>前項</u>の記録は、議長が保管する。 3 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u>	(代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述) 第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書で</u> <u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</u> (参考人) 第29条 (略) 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</u> 3 参考人については、第26条<u>((公述人の発言))</u>、第27条<u>((委員と公述人の質疑))</u>及び前条<u>((代理人又は文書による意見の陳述))</u>の規定を準用する。 (記録) 第30条 (略) 2 <u>前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。</u> 3 <u>前2項</u>の記録は、議長が保管する。
---	---

袖ヶ浦市議会会議規則新旧対照表

改 正 後	現 行
目次 第 9 節 公聴会及び参考人（第 7 8 条—第 8 4 条） 第 1 節 総則（第 9 0 条—<u>第 9 4 条の 2</u>） 第 8 章 補則（<u>第 1 6 6 条の 2—第 1 6 7 条</u>） （宿所又は連絡所の届出） 第 3 条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、<u>また</u>同様とする。 （会期中の閉会） 第 7 条 会議に付された事件を<u>全て</u> 議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 （会議時間） 第 9 条 （略） 2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 <u>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u> <u>4</u> （略） （議案の提出） 第 1 4 条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、法第 1 1 2 条第 2 項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては 2 人以上の賛成者とともに連	目次 第 9 節 公聴会、<u>参考人</u>（第 7 8 条—第 8 4 条） 第 1 節 総則（第 9 0 条—<u>第 9 4 条</u>） 第 8 章 補則（<u>第 1 6 7 条</u>） （宿所又は連絡所の届出） 第 3 条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも<u>また</u> 同様とする。 （会期中の閉会） 第 7 条 会議に付された事件を<u>すべて</u> 議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 （会議時間） 第 9 条 （略） 2 議長は、必要があると認めるときは_____、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 <u>3</u> （略） （議案の提出） 第 1 4 条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、法第 1 1 2 条第 2 項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては 2 人以上の賛成者とともに連

署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一時不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(議事日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなけ

署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一時不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(議事日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終らなかったときは、議長は、更にその日程を定めなけ

ればならない。

(議事日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条((選挙の宣告))の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票)

第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票_____する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 (略)

2・3 (略)

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第141条((請願の委員会付託))に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑が

ればならない。

(議事日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終ったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条__ (選挙の宣告) __の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終ったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 (略)

2・3 (略)

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第141条__ (請願の委員会付託) __に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑が

あるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 (略)

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 (略)

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 (略)

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(発言の許可等)

第50条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 (略)

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2・3 (略)

(議長の発言討論)

第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言

あるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 (略)

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 (略)

2 前項の期限までに審査を終らなかったときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 (略)

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、 、中間報告をすることができる。

(発言の許可等)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 (略)

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2・3 (略)

(議長の発言討論)

第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言

し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第55条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 (略)

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第60条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2・3 (略)

(準用規定)

第64条 質問については、第56条((質疑の回数))及び第60条((質疑又は討論の終結))の規定を準用する。

(答弁書の配布)

第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員6人以上から要

し、発言が終った後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第55条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 (略)

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終らなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第60条 質疑又は討論が終ったときは、議長は、その終結を宣告する。

2・3 (略)

(準用規定)

第64条 質問については、第56条((質疑の回数))及び第60条((質疑又は討論の終結))の規定を準用する。

(答弁書の配布)

第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布にかえることができる。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員6人以上から要

求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)第1項から第3項まで、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の順序)

第77条 (略)

2 (略)

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第9節 公聴会及び参考人

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

(会議録の配布)

第86条 会議録は、議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第87条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた

求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の順序)

第77条 (略)

2 (略)

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

第9節 公聴会、参考人

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

(会議録の配布)

第86条 会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)する。

(会議録に掲載しない事項)

第87条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた

発言及び第65条（（発言の取消し又は訂正））の規定により取り消した発言は、掲載しない。

（会議録署名議員）

第88条 会議録に署名する議員_____

_____は、3人とし、議長が会議において指名する。

（出席委員に関する措置）

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

（動議の撤回）

第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

（委員会報告書）

第110条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

（発言の許可）

第114条 委員は、全て 委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

（発言内容の制限）

第116条 発言は全て、簡明にするものとして、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 （略）

（委員外議員の発言）

発言及び第65条（（発言の取消し又は訂正））の規定により取り消した発言は、掲載しない。

（会議録署名議員）

第88条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は、3人とし、議長が会議において指名する。

（動議の撤回）

第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する_____。

（委員会報告書）

第110条 委員会は、事件の審査又は調査を終ったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

（発言の許可）

第114条 委員は、すべて 委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

（発言内容の制限）

第116条 発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 （略）

（委員外議員の発言）

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員（以下この条において「委員外議員という。」）に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員 から発言の申出があったときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

（委員長の発言）

第118条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

（発言の継続）

第121条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

（質疑又は討論の終結）

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員_____ に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

（委員長の発言）

第118条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終った後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。

（発言の継続）

第121条 会議の中止又は休憩のため発言が終らなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

（質疑又は討論の終結）

第122条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2・3 (略)

(答弁書の配布)

第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(選挙規定の準用)

第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章第4節の規定を準用する。

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(選挙規定の準用)

第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)第1項から第3項まで及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

(表決の順序)

第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

第122条 質疑又は討論が終ったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2・3 (略)

(答弁書の朗読)

第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

(選挙規定の準用)

第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第1章第4節の規定を準用する。

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(選挙規定の準用)

第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

(表決の順序)

第138条 同一の議題について、委員会から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案が全て 否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第139条 (略)

2～4 (略)

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第142条 (略)

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第139条 (略)

2～4 (略)

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(紹介議員の取消し)

第139条の2 議会に提出した請願について、これを紹介した議員がその紹介を取消しようとするときは、議長の承認を得なければならない。ただし、会議の議題となった請願に対する紹介の取消しについては、議会の承認を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の委員会出席)

第142条 (略)

2	(略)
3	<u>前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。</u>
4	<u>前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u> (請願の審査報告)
第143条	委員会は、請願について審査の結果を次の区分により_____議長に報告しなければならない。 (1)・(2) (略)
2	<u>委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u>
3	(略) (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)
第144条	議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、 <u>これを請求</u> しなければならない。 (陳情書の処理)
第145条	議長は、陳情書又はこれに類するもので <u>議長が必要であると認める</u> ものは、請願書の例により処理するものとする。 (資格決定の審査)
第149条	前条の要求については、議会は、第37条 <u>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</u> 第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。 <u>(決定の通知)</u>

2	(略)
	(請願の審査報告)
第143条	委員会は、請願について審査の結果を次の区分により <u>意見を付け</u> 、議長に報告しなければならない。 (1)・(2) (略)
2	(略) (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)
第144条	議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては <u>これを請求</u> しなければならない。 (陳情書の処理)
第145条	議長は、陳情書又はこれに類するもので、 <u>その内容が請願に適合する</u> ものは、請願書の例により処理するものとする。 (資格決定の審査)
第149条	前条の要求については、議会は、第37条__ (議案等の説明、質疑及び委員会付託) __第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。 <u>(決定書の交付)</u>

第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品)

第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(資料等____の配布許可)

第157条 議場又は委員会の会議室において、資料等____を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第159条 全て 規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いずに会議に諮って定める。

(懲罰動議の提出)

第160条 (略)

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条((秘密の保持))第2項又は第113条((秘密の保持))第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第161条 懲罰については、議会は、第37条((議案等の説明、質疑及び委員会付託))第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略し

第150条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(携帯品)

第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは____、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第157条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第159条 すべて 規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いずに会議に諮って定める。

(懲罰動議の提出)

第160条 (略)

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条((秘密の保持))第2項又は第113条((秘密の保持))第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第161条 懲罰については、議会は、第37条((議案等の説明、質疑及び委員会付託))第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略し

て議決することができない。

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(電子情報処理組織による通知等)

第166条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

て議決することはできない。

- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条（（日程の作成及び配布））、第86条（（会議録の配布））、第140条（（請願文書表の作成及び配布））第1項及び第141条（（請願の委員会付託））第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は

第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第166条の3 この規則の規定（第28条（（投票用紙の配布及び投票箱の点検））第1項（第74条（（選挙規定の準用））において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。